

# 公益社団法人北海道社会福祉士会職員パート給与規程

規程第8号

2005年11月5日制定

2020年5月15日改正

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)パート就業規程(規程第12号)第23条の規定に基づき、職員の給与に関する基本的事項を定めることを目的とする。

## (規定の適用範囲)

第2条 この規程は、本会の事務局に勤務するパート職員に適用する。  
2 第1項に掲げる以外の職員の給与に関しては、別に定める。

## (給与の種類)

第3条 パート職員の給与は、時給及び諸手当とする。  
2 諸手当は、時間外勤務手当、通勤手当とする。

## (給与の支給日)

第4条 パート職員の給与は、毎月15日に支給する。なお、支給に係る計算期間は、月の初日から末日までとする。  
2 前項に定める支給日が休日の場合は、支給日を順次前日に繰り上げるものとする。

## (給与の支給方法)

第5条 給与のうち当月分の時給、並びに前月分の時間外勤務手当、及び通勤手当は、前条第1項に定める支給日に支給する。  
2 パート職員の給与は、法令によってそのパート職員の給与から次の各号に定める控除すべきものの金額を控除した残額を、通貨によって直接当該パート職員に支給する。

(1) 源泉所得税および住民税

(2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の被保険者負担分

3 前項の規定は、本人の申し出により本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で給与を支払うことができる。

(基本給)

第6条 パート職員の時給は、本人の職務、資格及び勤務成績等を考慮して各人ごとに決定し、「雇用契約書」に明示する。

(初任給)

第7条 新たに採用されたパート職員の時給は、本人の学歴、職歴、資格、技能及び他の職員との均衡等を考慮して定める。

(時間外手当)

第8条 就業規程第10条第1項の規定によりパート職員に時間外又は休日に勤務を命じたときは、その時間外又は休日の勤務時間に対して、次の各号に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

(1) 当該時間外勤務が所定労働時間を超えて行われた場合は、所定の1時間当たり時給の額に1.25を乗じて得た額にその超えた時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。

(2) 前号の時間外勤務が午後10時から午前5時までの間に行われた場合は、その時間につき、所定の1時間当たり時給の額に1.5を乗じて得た額に当該時間数を乗じて得た額とする。ただし、次号に定める時間数を除く。

(3) 当該時間外勤務が休日(勤務を要しない日)に行われた場合は、所定の1時間当たり時給の額に1.35を乗じて得た額に当該時間外勤務時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。

(4) 前号に掲げる休日の時間外勤務が午後10時から午前5時までの間に行われた場合は、その時間につき所定の1時間当たりの時給の額に1.6を

乗じて得た額。

#### (通勤手当)

第9条 通勤手当は、電車・バス等の公共交通機関を利用して通勤するパート職員に対して、最短経路により計算した料金・運賃の往復分に、通勤した日数を乗じて得た金額(一か月あたり2万円を上限とする)を支給する。尚、本人の都合により、自家用自動車等を使用して通勤する場合も前記の手当を支給する。

2 月の途中で順路又は利用交通機関の変更等が生じた場合は、通勤手当の額の変更は届け出のあった翌月から行う。

#### (賞与、退職金)

第10条 賞与は原則支給しない。また、退職金は支給しない。

#### (休職者の給与)

第11条 職員の欠勤期間及び休職期間については、給与を支給しない。

#### (業務上災害の給与)

第12条 職員が、業務上災害の傷病で欠勤し、または休職する場合は、労働者災害補償保険法に定める休業補償給付と休業特別支給金の支給を受けるものとし、給与は支給しない。

#### (通勤災害の給与)

第13条 職員が、通勤途上の災害による傷病で欠勤し、または休職する場合は、災害補償保険法に定める休業給付と休業特別支給金の支給を受けるものとし、給与は支給しない。

#### (育児休業等の給与)

第14条 育児休業および看護休暇の給与は、支給しない。

2 育児短時間勤務の場合、短縮された時間についての給与は支給しない。

(介護休業等の給与)

第15条 介護休業および介護休暇の給与は支給しない。

2 介護短時間勤務の場合、短縮された時間についての給与は支給しない。

(委任)

第16条 この規程の実施に関する細目は、理事会において別に定める。

(改廃)

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日(2006年12月18日)から施行する。
- 2 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。
- 3 この規程の改正は、この改正規程は、2020年5月15日から施行する。なお、改正後の規程は2020年5月1日より適用する。